

地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第26条及び地方独立行政法人京都市立病院機構アルバイト職員就業規則第17条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（有期雇用職員を除く。）の給与（退職手当を除く。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基いたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（別表第1の1）
- (2) 看護職給料表（別表第1の2）
- (3) 薬剤職給料表（別表第1の3）
- (4) 事務職・医療技術職給料表（別表第1の4）
- (5) 技術職給料表（別表第1の5）
- (6) 業務職給料表（別表第1の6）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号から第6号までの給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、就業規則第23条第1項の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、各給料表に定める額とする。ただし、再雇用職員のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その額に、その職員の1週平均の

正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円とする。）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（別に定める職員にあつては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（地方独立行政法人京都市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休

日（第18条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

第8条 削除

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第10条 扶養手当の月額は、扶養親族たる子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以

下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が100,000円を超えるときは、支給単位期間につき、100,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離(以下「使用距離」という。)の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円(京都市立京北病院又は京都市京北介護老人保健施設に勤務する職員及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員(以下この号において「京北病院等勤務職員等」という。)にあっては、12,100円)

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円(京北病院等勤務職員等にあっては、15,000円)

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円

(京北病院等勤務職員等にあつては、17,900円)

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円

(京北病院等勤務職員等にあつては、20,800円)

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円

(京北病院等勤務職員等にあつては、23,700円)

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円

(京北病院等勤務職員等にあつては、26,600円)

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円

(京北病院等勤務職員等にあつては、29,400円)

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円

(京北病院等勤務職員等にあつては、31,200円)

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円

(京北病院等勤務職員等にあつては、33,000円)

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円

(京北病院等勤務職員等にあつては、34,800円)

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円 (京北病院等勤務職員等
にあつては、36,600円)

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第12条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員、一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人から住居の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住するための住宅(法人から貸与を受けている住居その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該

各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額) とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額(その額が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。
(地域手当)

第14条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、次に掲げる額の合計額の100分の10(第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15)に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

(特殊勤務手当)

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思われるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額は、別表第2のとおりとする。

3 特殊勤務手当は、月1回支給するものとし、これにより難しい場合は、3月に1回又は随時支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第16条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日等以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第18条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第20条 本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師等にあつては、23,000円）を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第21条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第17条から前条までの規定により難しい場合においては、第17条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合
 - (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前8時30分までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職員で第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける者のうち理事長が定めるものが、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで又は休日等の午前8時半から午後5時15分までの間、予定に従って、救急外来対応のために勤務した場合又は入院患者の病状の急変等に対処するために勤務した場合にあつては、勤務1回につき、40,000円を支給する。

(期末手当)

- 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の120（再雇用職員にあつては100分の67.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の100）以内の割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定め

るものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第4号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第4号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第32条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第3号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の100（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第24条第3項に規定する合計額とする。

4 第24条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第27条第2項」と、同項第1号中「第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第27条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(診療業績手当)

第27条の2 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、別に定める額を超えない範囲内の額を、診療業績手当として支給することができる。

2 診療業績手当は、4月1日及び10月1日を基準日として、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

3 診療業績手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、

当該職員に、別に定める期間のうちこれらの事由が生じた後の日を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、診療業績手当について必要な事項は、別に定める。
(処遇改善手当)

第27条の3 次の各号に定める職員のうち別に定める職員には、別に定める額を超えない範囲内で、処遇改善手当として支給することができる。

- (1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員
- (2) 第3条第1項第3号から同項第6号までの給料表の適用を受ける職員（次条第1項に規定する職員を除く。）

2 処遇改善手当は、月1回支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、処遇改善手当に関する必要な事項は、別に定める。
(ベースアップ手当)

第27条の4 ベースアップ評価料の対象職種として別に定める職員には、別に定める額を超えない範囲内で、ベースアップ手当として支給することができる。

2 ベースアップ手当は、月1回支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、ベースアップ手当に関する必要な事項は、別に定める。
(特定の職員についての適用除外)

第28条 第4条、第9条、第10条、第13条及び第27条の2の規定は、再雇用職員には適用しない。

2 第17条から第19条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第29条 第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当並びに別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第30条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当
- (3) 職員が就業規則第19条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第31条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(控除金)

第32条 次に掲げるものについては、給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）の会費
- (2) 厚生会の貸付金の弁済金
- (3) 厚生会が指定し、又はあつせんする物品の購入代金
- (4) 厚生会における福祉厚生積立金
- (5) 厚生会の団体取扱いに係る保険契約（保険法第2条第1号に規定する保険契約をいう。）に基づく保険料
- (6) 労働組合法に規定された労働組合の組合費
- (7) 団体取扱いに係る簡易保険料
- (8) 財形貯蓄積立金
- (9) 病院厚生会の会費
- (10) 前各号に定めるもののほか、労働基準法第24条第1項ただし書に規定する協定によるもの

(口座振替による支払)

第33条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(アルバイト職員の給与)

第34条 アルバイト職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、一般職員（有期雇用職員及びアルバイト職員以外の職員をいう。）の給与の水準を超えない範囲内において別に定める。

(補則)

第35条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

(引継職員に係る京都市職員給与条例の一部を改正する条例施行日前日額の保障)

3 平成19年3月31日において京都市職員として在職し、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員となった者（以下「引継職員」という。）で、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日条例第37号）附則第7項の規定による給料を支給される職員については、平成19年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を給料として支給する。

(1) 引継職員で、平成21年12月1日において、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年11月30日京都市条例第24号）による改正後の京都市職員給与条例別表第1の1又は別表第1の3から別表第1の8までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 切替日から平成21年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

イ 平成21年12月1日から平成24年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (2) 引継職員で、平成24年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成24年4月1日から同年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 平成24年12月1日から平成26年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (3) 平成26年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年3月25日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(特定の職務の級の切替え)

4 平成25年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1の6の給料

表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が4級であったもの（別に定める者を除く。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、3級とする。

（特定の号給の切替え）

- 5 前項の規定により職務の級が切り替えられる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き別表第1の6の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に別表第1の6の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以後に新たに別表第1の6の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要が

あると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」と、第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(住居手当に関する特例)

- 11 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における第13条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

附 則（平成23年11月30日決定）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成24年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(特定の号給の切替え)

3 切替日の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、平成24年12月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する条例（平成24年11月26日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4又は別表第1の5の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成24年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成24年12月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.63を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.64を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支

給する。

7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第24条第3項、同条第4項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（関係規程の一部改正）

10 地方独立行政法人京都市立病院機構職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「7級」を「6級」に改める。

11 地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

10 退職の日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第5条第1項及び

第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 第5条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正規程附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるものに関する第5条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

12 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「9級、8級及び7級」を「8級、7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成24年11月26日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第24条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」と

いう。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成24年4月1日 (同月2日からこの規程の施行の日 (以下「施行日」という。)

までの間に職員以外の者又は職員であって医療職給料表の規定の適用を受ける職員 (再雇用職員を除く。) 及び適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程 (平成24年3月22日決定) 附則第5項から第7項までの規定の適用を受けない職員に限る。) からこれらの職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者 (同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。) にあつては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日) において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当 (地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第12条第2項に規定する別に定める額を除く。)、住居手当、地域手当及び管理職手当 (地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程施行細則第56条ただし書の規定により支給されるものを除く。) の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者 (任用の事情を考慮して別に定める者を除く。) に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他の経過措置)

3 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級	号 給
看 護 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで
	7 級	1 号給から 3 6 号給まで
	8 級	1 号給から 2 0 号給まで
薬 剤 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 5 6 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
事 務 職 ・ 医 療 技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
業 務 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 5 2 号給まで
	5 級	1 号給から 4 8 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで

附 則（平成25年3月18日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成25年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第1の2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

3 切替日の前日において改正前の規程別表第1の2の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き地方独立行政法人京都市立病院機構給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の2の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給

料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に給与規程別表第1の2の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給与規程別表第1の2の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第24条第3項、同条第4項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定。以下「平成25年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成25年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（関係規程の一部改正）

10 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「8級及び7級」を「7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成 26 年 3 月 25 日決定）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 4 日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第 28 条の改正規定及び附則第 3 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 11 条第 2 項及び別表第 1 の 1 から別表第 1 の 6 までの規定は平成 26 年 4 月 1 日から、改正後の規程第 27 条第 2 項の規定は同年 12 月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成 26 年 12 月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第 27 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 102.5」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月14日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の1から別表第1の6までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第27条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月29日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成28年4月1日(以下附則第7項までにおいて「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）附則第3項及び第7項から第9項まで、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）附則第5項から第7項まで又は地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定）附則第5項から第7項までの規定（以下「切替経過措置規定」という。）による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は切替経過措置規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
 - (1) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額以下となる職員
前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額を上回ることとなる職員
切替経過措置規定による給料
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新規程第14条第2項、第16条第1項、第22条第2項、第24条第3項、同条第4項（新規程第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第2の規定の適用については、新規程第14条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の

額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第16条第1項、第22条第2項、第24条第3項、同条第4項及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 新規程第13条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 9 新規程第13条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 10 新第1号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日	旧規程第13条第2項	10,500円	8,000円
から平成29年	第1号ア		
3月31日まで	旧規程第13条第2項	9,500円	7,500円

	第1号イ		
平成29年4月1日 から平成30年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1日 から平成31年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第13条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。
- 12 新規程第13条第1項第2号に掲げる職員（以下「新第2号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 13 新第2号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平	旧規程第13条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	4,000円
------------------	----------------	---	--------

成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	3, 7 0 0 円
平成 2 9 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 7 0 0 円
成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 5 0 0 円
平成 3 0 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 5 0 0 円
成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 2 0 0 円

- 14 新第 2 号職員に該当する者の新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額が、その者が新第 2 号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。
- 15 新第 1 号職員又は新第 2 号職員に該当する職員のうち、附則第 9 項、第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第 1 3 条第 2 項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、新規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額との合計額とする。
- 16 一の職員が附則第 9 項及び第 1 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居

につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とは同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

(その他の経過措置)

17 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月2日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。ただし、別表第1の4の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成28年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

附 則 (平成29年11月29日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月8日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成29年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

附 則 (平成30年3月27日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

2 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) 第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規程第10条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円 (職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については11,600円) とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円 (職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円)」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円 (職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円) とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円 (職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,800円)
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円 (職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円) とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円 (職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,900円)

平成32年 4月1日か ら平成33 年3月31 日まであ	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円）
--	---

附 則（平成30年11月30日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月10日から施行する。ただし、第24条、別表第1の4及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成30年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

附 則（令和元年11月29日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第27条第2項及び別表第1の1から別表第1の6までの改正規定は、令和元年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第27条第2項の規定は、令和元年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

附 則（令和2年3月27日決定）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月28日決定）

この規程は、令和2年8月31日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程附則第12項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月30日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条の2の規定により職員が診療業績手当（以下「新手当」という。）の支給を受ける場合において、その者についての新手当の支給額がこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第8条の規定による初任給調整手当（以下「旧手当」という。）の支給額に満たないときは、新手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を診療業績手当として支給する。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間 100分の100

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の80

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の60

(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間 100分の40

(5) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間 100分の20

3 改正後の規程第27条の2の規定により職員が新手当の支給を受ける場合において、その者についての新手当の支給額が旧手当の支給額を上回るとき（別に定めるときを除く。）は、改正後の規程にかかわらず、旧手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を診療業績手当として支給する。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間 100分の20

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の40

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の60

(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間 100分の80

附 則 (令和2年11月30日決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月10日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第24条第2項の規定は、令和2年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和2年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則 (令和3年3月30日決定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年12月10日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第24条第2項の規定は、令和3年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和3年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則 (令和4年2月28日決定)

この規程は、令和4年3月1日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法

人京都市立病院機構職員給与規程第27条の3の規定は、令和4年2月分の手当から適用する。

附 則（令和4年3月30日決定）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月9日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第27条第2項各号の規定は、令和4年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 令和4年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項各号の規定の適用については、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

附 則（令和5年3月31日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（第1条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置）

2 令和5年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 令和5年切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 令和5年切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある

と認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

- 5 前3項の規定による給料を支給される職員（別に定める職員を除く。）に関する第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「令和5年改正後の規程」という。）第14条第2項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項（第24条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第29条並びに別表第2の規定の適用については、令和5年改正後の規程第14条第2項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、第29条並びに別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年月日京都市条例第号）附則第12項から第14項までの規定による給料の額（以下「令和5年経過措置給料額」という。）との合計額」とする。

（その他の経過措置）

- 6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（その他の経過措置）

附 則（令和6年6月28日決定）

この規程は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1の1（第3条関係）

医療職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	242,700	329,300	395,400	470,100
2	245,200	332,300	398,300	472,400
3	247,700	335,200	401,200	474,600
4	250,200	338,300	404,100	476,900
5	252,600	341,000	406,800	479,200
6	256,300	344,300	409,100	481,400
7	260,100	347,600	411,700	483,600
8	263,900	350,700	414,500	485,800
9	267,500	353,800	417,100	487,800
10	271,500	357,000	419,400	489,900
11	275,500	360,100	422,100	492,000
12	279,500	363,500	424,800	494,100
13	283,400	366,800	427,300	496,200
14	287,300	370,400	429,800	498,300
15	291,300	373,800	432,200	500,400
16	295,200	377,500	434,700	502,500
17	298,900	381,100	436,900	504,600
18	302,600	383,400	439,300	506,600
19	306,300	386,200	441,700	508,600
20	310,000	388,700	444,100	510,600
21	313,800	391,500	446,100	512,400
22	317,500	394,100	448,400	514,200
23	321,100	396,400	450,800	516,100
24	325,000	398,900	453,100	518,000
25	328,600	400,900	455,300	519,700
26	331,300	403,200	457,600	521,500
27	334,200	405,500	459,800	523,300
28	336,900	407,800	462,100	525,100
29	339,900	410,200	464,300	527,000
30	342,400	412,300	466,600	528,800
31	344,800	414,300	468,900	530,600
32	347,200	416,400	471,100	532,400
33	349,800	418,500	473,100	534,000
34	352,200	420,500	475,200	535,800
35	354,500	422,500	477,300	537,500
36	356,800	424,500	479,400	539,300
37	359,000	426,600	481,500	540,900
38	361,400	428,600	483,300	542,500
39	363,800	430,600	485,100	543,900

40	366, 000	432, 600	486, 900	545, 500
41	368, 100	434, 600	488, 600	547, 000
42	369, 500	436, 400	490, 400	548, 400
43	371, 000	438, 100	492, 200	549, 800
44	372, 300	439, 900	494, 000	551, 100
45	373, 700	441, 800	495, 600	552, 300
46	374, 800	443, 600	497, 300	553, 300
47	376, 300	445, 400	499, 100	554, 300
48	377, 800	447, 100	500, 900	555, 300
49	379, 100	448, 900	502, 500	556, 300
50	380, 100	450, 600	503, 800	557, 200
51	381, 100	452, 400	505, 100	558, 100
52	382, 100	454, 200	506, 400	559, 000
53	383, 100	456, 100	507, 700	559, 800
54	384, 000	457, 300	509, 000	560, 700
55	384, 900	458, 500	510, 300	561, 600
56	385, 800	459, 700	511, 600	562, 500
57	386, 800	460, 900	512, 600	563, 400
58	387, 700	461, 900	513, 400	564, 300
59	388, 500	462, 900	514, 200	565, 200
60	389, 300	463, 900	515, 000	565, 900
61	390, 100	464, 700	515, 900	566, 800
62	390, 600	465, 400	516, 700	567, 700
63	391, 000	466, 100	517, 600	568, 600
64	391, 500	466, 800	518, 400	569, 500
65	391, 800	467, 500	519, 300	570, 400
66		468, 200	520, 200	
67		468, 900	520, 900	
68		469, 600	521, 800	
69		470, 100	522, 700	
70		470, 800	523, 500	
71		471, 500	524, 400	
72		472, 200	525, 300	
73		472, 600	526, 100	
74		473, 200	527, 000	
75		473, 900	527, 900	
76		474, 600	528, 600	
77		475, 000	529, 400	
78		475, 600	530, 300	
79		476, 200	531, 200	
80		476, 700	532, 100	
81		477, 300	532, 900	
82		477, 800	533, 800	
83		478, 300	534, 700	
84		478, 800	535, 600	

85		479, 200	536, 400	
86		479, 800	537, 300	
87		480, 200	538, 200	
88		480, 700	539, 100	
89		481, 200	539, 900	
90		481, 800		
91		482, 400		
92		482, 800		
93		483, 300		
94		483, 900		
95		484, 500		
96		485, 100		
97		485, 600		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第1の2（第3条関係）

看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	159,100	226,200	234,200	271,600	313,800	346,500
2	160,400	228,000	235,900	273,400	316,400	349,300
3	162,000	229,800	237,700	275,100	318,900	352,000
4	163,600	231,500	239,300	276,800	321,500	354,800
5	165,300	232,600	240,600	278,100	324,000	357,300
6	167,000	234,300	242,400	280,000	326,600	360,100
7	168,700	236,100	244,200	281,900	329,200	362,900
8	170,400	237,900	245,700	283,800	331,800	365,700
9	172,100	239,000	247,100	284,800	334,300	368,200
10	173,900	240,600	248,800	286,100	336,900	371,000
11	175,700	242,400	250,600	288,000	339,500	373,800
12	177,500	244,100	252,300	289,900	342,000	376,500
13	179,200	245,400	253,600	291,900	344,600	379,100
14	180,900	247,000	255,400	294,000	347,200	382,000
15	182,500	248,800	257,100	295,000	349,800	384,800
16	184,200	250,200	258,800	297,300	352,300	387,700
17	185,700	251,800	260,100	299,400	354,900	390,300
18	187,400	253,100	261,700	301,700	357,500	393,300
19	189,100	254,700	263,500	303,900	360,000	396,300
20	190,800	256,500	265,300	306,200	362,600	399,300
21	192,200	258,200	266,600	308,500	365,200	401,000
22	193,900	259,500	268,200	310,800	367,800	403,200
23	195,600	261,300	270,000	313,000	370,400	406,100
24	197,300	263,100	271,800	315,300	373,000	408,900
25	198,700	264,700	273,100	317,200	375,700	411,700
26	200,400	266,200	274,600	319,300	378,400	414,300
27	202,100	268,000	276,400	321,400	381,100	417,000
28	203,800	269,800	278,200	323,400	383,700	419,800
29	205,200	271,200	279,600	325,500	386,500	422,400
30	206,900	272,800	281,400	327,500	389,200	424,900
31	208,600	274,500	283,200	329,600	391,800	427,600
32	210,300	276,300	285,000	331,600	394,400	430,300
33	211,700	277,700	286,700	333,700	397,000	433,100
34	213,400	279,500	288,000	335,800	399,400	435,700
35	215,100	281,300	289,800	337,700	401,700	438,400
36	216,800	283,100	291,600	339,800	404,100	441,000
37	218,200	284,800	293,300	341,800	406,100	443,700
38	219,800	286,000	294,700	343,800	407,900	446,300
39	221,500	287,700	296,500	345,800	410,000	448,800

40	223,100	289,500	298,200	347,800	412,100	451,400
41	224,500	290,900	299,900	349,800	414,200	453,100
42	225,900	292,100	301,200	351,900	416,200	455,400
43	227,600	293,400	303,000	354,000	418,100	457,700
44	229,200	295,200	304,800	356,100	420,200	460,000
45	230,800	296,900	306,500	357,300	421,900	462,300
46	232,300	298,100	307,900	359,200	423,400	464,500
47	233,900	299,300	309,700	361,000	424,900	466,700
48	235,500	301,100	311,400	362,800	426,500	468,800
49	237,100	302,600	313,100	364,200	427,800	470,900
50	238,400	303,500	314,400	365,700	429,200	472,900
51	240,100	304,500	316,300	367,300	430,700	474,900
52	241,700	305,800	318,200	368,800	432,200	476,900
53	243,300	307,000	319,700	370,400	433,600	478,900
54	244,500	307,900	320,700	371,700	434,900	480,900
55	246,200	309,000	322,200	373,000	436,200	482,800
56	247,900	310,100	323,500	374,300	437,500	484,700
57	249,500	311,400	324,100	375,200	438,500	486,600
58	251,100	312,400	324,900	376,300	439,300	488,400
59	252,800	313,400	326,100	377,100	440,300	490,200
60	254,500	314,400	327,300	377,900	441,300	492,000
61	256,100	315,400	328,500	378,400	442,300	493,700
62	257,800	316,300	329,500	379,200	443,200	495,200
63	259,500	317,300	330,400	379,800	444,200	496,700
64	261,200	318,200	331,600	380,400	445,200	498,100
65	262,800	319,000	332,900	380,900	446,000	499,500
66	264,500	319,900	334,000	381,600	447,000	500,700
67	266,200	320,800	334,900	382,200	448,000	501,900
68	267,900	321,600	335,900	382,900	448,900	503,100
69	269,400	322,600	337,200	383,400	449,700	504,300
70	271,100	323,200	338,000	384,000	450,300	505,100
71	272,800	324,000	339,000	384,600	451,200	505,800
72	274,500	324,800	340,000	385,400	452,100	506,500
73	276,100	325,700	341,300	385,900	453,000	507,200
74	277,800	326,500	342,400	386,500	453,700	507,900
75	279,500	327,300	343,100	387,100	454,400	508,600
76	281,200	328,100	344,100	387,800	455,100	509,200
77	282,800	328,800	345,000	388,400	455,900	509,800
78	284,300	329,500	345,900	389,000	456,600	510,200
79	285,800	330,200	346,900	389,600	457,300	510,600
80	287,300	330,900	347,900	390,200	458,000	511,000
81	288,900	331,500	348,600	390,800	458,800	511,300
82	289,800	332,100	349,500	391,400	459,500	511,700
83	290,700	332,700	350,400	392,100	460,200	512,100
84	291,600	333,300	351,400	392,700	460,900	512,500

85	292,600	333,900	352,200	393,200	461,700	512,800
86	293,400	334,500	353,100	393,800	462,400	513,200
87	294,200	335,100	353,900	394,500	463,100	513,600
88	295,000	335,700	354,900	395,100	463,800	514,000
89	295,900	336,300	355,800	395,600	464,600	514,300
90	296,500	336,900	356,700	396,200	465,300	
91	297,100	337,400	357,400	396,900	466,000	
92	297,700	338,000	358,300	397,500	466,700	
93	298,400	338,600	359,400	398,000	467,400	
94	299,000	339,200	359,900	398,600	468,000	
95	299,600	339,800	360,800	399,300	468,700	
96	300,200	340,400	361,800	399,900	469,400	
97	300,700	340,800	362,500	400,400	470,200	
98	301,300	341,400	362,900	401,000		
99	301,900	342,000	363,400	401,700		
100	302,500	342,600	364,100	402,400		
101	302,900	343,000	365,200	402,800		
102	303,400	343,600	366,000	403,400		
103	303,900	344,200	366,700	404,100		
104	304,400	344,800	367,100	404,800		
105	304,700	345,200	367,700	405,200		
106		345,800	368,400	405,900		
107		346,400	369,100	406,500		
108		347,000	369,500	407,100		
109		347,400	370,000	407,600		
110		348,000	370,600	408,300		
111		348,600	371,100	408,900		
112		349,200	371,600	409,600		
113		349,600	371,800	409,900		
114		350,200	372,400	410,600		
115		350,800	373,000	411,300		
116		351,400	373,200	411,800		
117		351,700	373,600	412,200		
118		352,300	374,200			
119		352,900	374,800			
120		353,500	375,000			
121		353,800	375,400			
122		354,400	376,000			
123		355,000	376,600			
124		355,600	376,900			
125		355,900	377,200			
126		356,400	377,700			
127		356,900	378,200			
128		357,400	378,500			
129		357,700	379,000			

130		379,300		
131		379,800		
132		380,200		
133		380,700		
134		381,100		
135		381,600		
136		382,100		
137		382,400		
138		382,800		
139		383,300		
140		383,800		
141		384,100		
142		384,500	313,800	346,500
143		385,000	316,400	349,300
144		385,500	318,900	352,000
145		385,800	321,500	354,800
146		386,300	324,000	357,300
147		386,800	326,600	360,100
148		387,300	329,200	362,900
149		387,500	331,800	365,700

備考1 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は。看護師にあつては255,700円、准看護師にあつては221,090円とする。

別表第1の3（第3条関係）

薬剤職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	186,300	198,300	217,400	264,000	317,000	346,500
2	187,400	200,100	219,200	265,900	319,300	349,300
3	188,500	201,900	221,000	267,900	321,600	352,000
4	189,600	203,700	222,800	269,900	323,800	354,800
5	190,700	205,400	224,500	271,600	326,200	357,300
6	192,200	207,200	226,400	273,700	328,500	360,100
7	193,700	209,000	228,200	275,800	330,800	362,900
8	195,200	210,800	230,100	277,900	333,000	365,700
9	196,700	212,500	231,600	279,200	335,400	368,200
10	198,500	214,300	233,600	281,400	337,700	371,000
11	200,300	216,100	235,500	283,600	340,000	373,800
12	202,100	217,900	237,400	285,800	342,200	376,500
13	203,300	219,600	238,700	286,800	344,600	379,100
14	205,100	221,500	240,700	289,100	347,100	382,000
15	206,900	223,400	242,600	291,400	349,600	384,800
16	208,700	225,300	244,600	293,700	352,000	387,700
17	210,100	226,700	245,800	294,500	354,600	390,300
18	211,900	228,700	247,800	296,800	357,200	393,300
19	213,700	230,700	249,900	299,100	359,700	396,300
20	215,500	232,700	252,000	301,400	362,300	399,300
21	216,900	233,900	254,100	303,600	364,900	401,000
22	218,500	235,700	256,100	305,900	367,600	403,200
23	220,300	237,700	258,000	308,100	370,300	406,100
24	222,200	239,600	260,100	310,400	373,000	408,900
25	223,700	241,200	261,100	312,600	375,500	411,700
26	225,100	243,100	263,000	314,800	378,200	414,300
27	226,800	245,000	265,000	316,900	380,900	417,000
28	228,800	246,000	266,200	319,100	383,600	419,800
29	230,500	247,200	268,100	321,300	386,400	422,400
30	232,100	248,600	270,100	323,400	389,000	424,900
31	234,100	250,100	272,100	325,600	391,600	427,600
32	236,000	251,600	273,200	327,600	394,200	430,300
33	237,800	253,200	275,100	329,600	396,800	433,100
34	238,900	254,600	277,000	331,600	399,200	435,700
35	240,000	256,000	278,900	333,700	401,500	438,400
36	241,100	257,500	280,200	335,800	403,900	441,000
37	242,300	259,200	282,100	337,700	405,900	443,700
38	243,400	260,600	284,000	339,800	407,700	446,300
39	244,500	262,300	285,900	341,800	409,800	448,800

40	245,600	264,100	287,100	343,800	411,900	451,400
41	246,800	265,200	289,100	345,800	414,100	453,100
42	247,900	266,500	290,900	347,800	416,100	455,400
43	249,000	268,200	292,800	349,800	418,000	457,700
44	250,100	269,800	294,200	351,900	420,100	460,000
45	251,300	271,200	296,000	353,900	421,800	462,300
46	252,400	272,500	297,600	355,800	423,300	464,500
47	253,500	274,000	299,400	357,600	424,800	466,700
48	254,600	275,600	301,200	359,500	426,400	468,800
49	255,800	277,100	302,900	360,800	427,600	470,900
50	256,900	278,200	304,700	362,200	428,800	472,900
51	258,000	279,700	306,300	363,700	430,100	474,900
52	259,100	281,100	308,000	365,000	431,400	476,900
53	260,300	282,700	309,800	366,200	432,800	478,900
54	261,400	284,200	311,500	367,400	433,700	480,900
55	262,500	285,700	313,000	368,600	434,800	482,800
56	263,600	287,100	314,600	369,900	435,900	484,700
57	264,800	288,300	316,200	371,000	436,600	486,600
58	265,600	289,400	317,600	372,000	437,600	488,400
59	266,400	290,500	318,800	373,000	438,600	490,200
60	267,200	291,600	319,900	374,000	439,500	492,000
61	268,000	292,900	321,100	374,800	440,400	493,700
62	268,500	294,100	322,500	375,700	441,400	495,200
63	269,000	295,300	323,400	376,600	442,400	496,700
64	269,500	296,400	324,800	377,200	443,300	498,100
65	269,800	297,400	325,800	377,900	444,100	499,500
66	270,300	298,400	326,800	378,500	445,100	500,700
67	270,800	299,400	328,100	379,100	446,100	501,900
68	271,300	300,500	329,400	379,700	447,100	503,100
69	271,600	301,600	330,500	380,300	447,800	504,300
70	272,100	302,300	331,600	380,900	448,700	505,100
71	272,600	303,100	332,900	381,500	449,600	505,800
72	273,100	303,900	334,300	382,100	450,200	506,500
73	273,400	304,800	335,100	382,700	451,100	507,200
74	273,900	305,500	336,300	383,300	451,800	507,900
75	274,400	306,100	337,600	383,900	452,500	508,600
76	274,900	306,800	338,800	384,500	453,200	509,200
77	275,200	307,400	339,700	385,100	454,000	509,800
78	275,700	307,800	340,900	385,700	454,700	510,200
79	276,200	308,500	342,200	386,300	455,400	510,600
80	276,700	309,200	343,100	386,900	456,100	511,000
81	277,000	310,000	344,200	387,500	456,900	511,300
82	277,500	310,600	345,400	388,100	457,600	511,700
83	278,000	311,200	346,700	388,700	458,300	512,100
84	278,500	311,800	347,600	389,300	459,000	512,500

85	278,800	312,300	348,700	389,900	459,800	512,800
86	279,300	312,800	350,000	390,500	460,500	513,200
87	279,800	313,300	351,200	391,100	461,200	513,600
88	280,300	313,800	352,100	391,800	461,900	514,000
89	280,600	314,400	353,200	392,300	462,700	514,300
90	281,100	314,900	354,400	392,900	463,400	
91	281,600	315,400	355,700	393,500	464,100	
92	282,100	315,800	356,700	394,200	464,800	
93	282,400	316,400	357,600	394,700	465,600	
94	282,900	316,900	358,600	395,300	466,300	
95	283,400	317,400	359,600	395,900	467,000	
96	283,900	317,900	360,100	396,600	467,600	
97	284,200	318,400	360,800	397,100	468,300	
98	284,700	318,800	361,600	397,700		
99	285,200	319,300	362,500	398,300		
100	285,700	319,800	363,000	399,000		
101	286,000	320,300	363,800	399,500		
102	286,500	320,800	364,500	400,100		
103	287,000	321,200	365,300	400,700		
104	287,500	321,700	366,000	401,400		
105	287,800	322,200	366,500	401,900		
106		322,700	367,200	402,500		
107		323,000	368,000	403,100		
108		323,500	368,700	403,800		
109		324,000	369,200	404,300		
110		324,500	369,800	405,000		
111		325,000	370,700	405,700		
112		325,500	371,400	406,200		
113		325,800	371,900	406,700		
114		326,300	372,500	407,300		
115		326,800	373,300	408,000		
116		327,300	373,800	408,700		
117		327,600	374,600	409,100		
118		328,100	375,000			
119		328,600	375,500			
120		329,100	376,100			
121		329,400	376,500			
122		329,900	376,900			
123		330,400	377,400			
124		330,900	378,000			
125		331,200	378,400			
126		331,700	378,800			
127		332,200	379,300			
128		332,700	379,900			
129		333,000	380,300			

130		380,700	
131		381,100	
132		381,700	
133		382,100	
134		382,400	
135		382,900	
136		383,500	
137		383,900	
138		384,400	
139		384,900	
140		385,400	
141		385,700	

備考1 この表は、薬剤師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、254,500円とする。

別表第1の4（第3条関係）

事務職・医療技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	136,300	183,800	217,400	264,000	313,800	346,500	389,900
2	137,300	185,600	219,200	265,900	316,400	349,300	392,700
3	138,300	187,400	221,000	267,900	318,900	352,000	395,700
4	139,300	189,200	222,800	269,900	321,500	354,800	398,700
5	140,100	190,900	224,500	271,600	324,000	357,300	401,700
6	141,200	192,700	226,400	273,700	326,600	360,100	404,600
7	142,300	194,500	228,200	275,800	329,200	362,900	407,600
8	143,400	196,300	230,100	277,900	331,800	365,700	410,500
9	144,500	198,000	231,600	279,200	334,300	368,200	413,500
10	145,600	199,800	233,600	281,400	336,900	371,000	416,400
11	146,700	201,600	235,500	283,600	339,500	373,800	419,400
12	147,800	203,400	237,400	285,800	342,000	376,500	422,400
13	148,900	205,100	238,700	286,800	344,600	379,100	425,300
14	150,200	206,900	240,700	289,100	347,200	382,000	428,300
15	151,500	208,700	242,600	291,400	349,800	384,800	431,300
16	152,800	210,500	244,600	293,700	352,300	387,700	434,200
17	154,100	212,200	245,800	294,500	354,900	390,300	437,100
18	155,500	214,000	247,700	296,800	357,500	393,300	440,100
19	157,000	215,800	249,700	299,100	360,000	396,300	443,100
20	158,500	217,600	251,700	301,400	362,600	399,300	446,100
21	159,500	219,300	253,700	303,600	365,200	401,000	449,000
22	161,500	221,100	255,600	305,900	367,800	403,200	452,100
23	163,500	222,900	257,500	308,100	370,400	406,100	455,200
24	165,500	224,700	259,300	310,400	373,000	408,900	458,200
25	167,400	226,400	260,400	312,600	375,700	411,700	460,900
26	169,400	228,100	262,300	314,800	378,400	414,300	464,000
27	171,400	229,900	264,200	316,900	381,100	417,000	467,000
28	173,400	231,700	265,700	319,100	383,700	419,800	470,100
29	175,300	233,500	267,100	321,300	386,500	422,400	473,000
30	177,300	234,700	269,000	323,400	389,200	424,900	476,300
31	179,300	236,600	270,900	325,600	391,800	427,600	479,700
32	181,200	238,600	272,800	327,600	394,400	430,300	482,900
33	182,900	240,300	273,800	329,600	397,000	433,100	486,300
34	184,700	241,800	275,700	331,600	399,400	435,700	489,300
35	186,500	243,700	277,600	333,700	401,700	438,400	492,200
36	188,300	245,500	279,500	335,800	404,100	441,000	495,300
37	190,000	246,400	280,500	337,700	406,100	443,700	498,200
38	191,800	247,900	282,400	339,800	407,900	446,300	500,800
39	193,600	249,400	284,300	341,800	410,000	448,800	503,500

40	195,400	250,900	286,200	343,800	412,100	451,400	506,100
41	197,100	252,500	287,200	345,800	414,200	453,100	508,500
42	198,900	253,900	289,000	347,800	416,200	455,400	510,700
43	200,700	255,400	290,800	349,800	418,100	457,700	512,900
44	202,500	257,000	292,600	351,900	420,200	460,000	515,100
45	204,100	258,600	293,900	353,900	421,900	462,300	517,400
46	205,800	260,000	295,600	355,800	423,400	464,500	519,600
47	207,600	261,700	297,200	357,600	424,900	466,700	521,800
48	209,400	263,500	298,900	359,500	426,500	468,800	524,000
49	211,000	264,700	300,600	360,800	427,800	470,900	526,300
50	212,700	266,100	302,200	362,200	429,200	472,900	528,300
51	214,400	267,900	303,900	363,700	430,700	474,900	530,500
52	216,100	269,600	305,600	365,000	432,200	476,900	532,600
53	217,600	270,800	307,100	366,200	433,600	478,900	534,600
54	219,300	272,200	308,700	367,400	434,900	480,900	536,400
55	220,800	273,800	310,400	368,600	436,200	482,800	538,200
56	222,500	275,500	312,000	369,900	437,500	484,700	539,900
57	223,800	276,800	313,300	371,000	438,500	486,600	541,800
58	225,200	278,000	314,800	372,000	439,300	488,400	543,500
59	226,700	279,600	316,500	373,000	440,300	490,200	545,200
60	228,300	281,100	318,200	374,000	441,300	492,000	546,900
61	229,800	282,700	319,400	374,800	442,300	493,700	548,500
62	231,300	284,200	320,500	375,700	443,200	495,200	550,200
63	232,900	285,700	321,900	376,600	444,200	496,700	551,800
64	234,400	287,100	323,100	377,200	445,200	498,100	553,500
65	235,700	288,300	323,600	377,900	446,000	499,500	555,100
66	237,100	289,500	324,700	378,500	447,000	500,700	556,200
67	238,600	290,700	325,500	379,100	448,000	501,900	557,400
68	240,100	291,900	326,500	379,700	448,900	503,100	558,600
69	241,400	293,100	327,500	380,300	449,700	504,300	559,600
70	242,900	294,300	328,400	380,900	450,300	505,100	560,800
71	244,300	295,500	329,400	381,500	451,200	505,800	562,000
72	245,800	296,600	330,200	382,100	452,100	506,500	563,200
73	247,100	297,800	331,400	382,700	453,000	507,200	564,100
74	248,500	298,900	332,400	383,300	453,700	507,900	565,300
75	249,900	300,000	333,500	383,900	454,400	508,600	566,500
76	251,300	301,200	334,600	384,500	455,100	509,200	567,700
77	252,500	302,300	335,300	385,100	455,900	509,800	568,600
78	253,800	303,200	336,200	385,700	456,600	510,200	569,700
79	255,100	304,100	337,300	386,300	457,300	510,600	570,900
80	256,400	305,000	338,300	386,900	458,000	511,000	572,100
81	257,500	305,900	339,200	387,500	458,800	511,300	573,100
82	258,600	306,300	340,000	388,100	459,500	511,700	,
83	259,700	306,900	341,000	388,700	460,200	512,100	,
84	260,800	307,700	342,000	389,300	460,900	512,500	,

85	262,000	308,500	342,900	389,900	461,700	512,800	,
86	263,000	309,200	343,600	390,500	462,400	513,200	,
87	264,000	309,900	344,500	391,100	463,100	513,600	,
88	265,000	310,600	345,500	391,800	463,800	514,000	,
89	266,000	311,100	346,500	392,300	464,600	514,300	,
90	266,800	311,600	347,500	392,900	465,300	,	
91	267,600	312,100	348,100	393,500	466,000	,	
92	268,400	312,600	349,100	394,200	466,700	,	
93	268,900	313,200	349,900	394,700	467,400	,	
94	269,400	313,700	350,700	395,300	468,000	,	
95	269,900	314,200	351,600	395,900	468,700	,	
96	270,400	314,700	352,100	396,600	469,400	,	
97	270,700	315,300	353,200	397,100	470,200	,	
98		315,700	354,000	397,700	428,000		
99		316,200	355,000	398,300	428,700		
100		316,700	356,000	399,000	429,400		
101		317,300	356,500	399,500	429,900		
102		317,700	357,200	400,100	430,600		
103		318,200	358,100	400,700	431,300		
104		318,700	359,100	401,400	432,000		
105		319,300	359,800	401,900	432,400		
106		319,800	360,300	402,500			
107		320,300	361,100	403,100			
108		320,800	362,000	403,800			
109		321,300	362,800	404,300			
110		321,800	363,200	405,000			
111		322,300	364,100	405,700			
112		322,800	364,900	406,200			
113		323,100	365,700	406,700			
114		323,600	366,400	407,300			
115		324,100	366,800	408,000			
116		324,600	367,400	408,700			
117		324,900	368,100	409,100			
118		325,400	368,800				
119		325,900	369,400				
120		326,400	369,800				
121		326,700	370,200				
122		327,200	370,700				
123		327,700	371,100				
124		328,200	371,500				
125		328,500	371,700				
126		329,000	372,000				
127		329,500	372,500				
128		330,000	373,000				
129		330,300	373,200				

130		330,800	373,400			
131		331,300	373,800			
132		331,800	374,300			
133		332,100	374,600			
134		332,600	374,800			
135		333,100	375,200			
136		333,600	375,700			
137		333,900	376,000			
138			376,400			
139			376,600			
140			377,100			
141			377,400			
142			377,800			
143			378,300			
144			378,500			
145			378,700			
146			379,100			
147			379,600			
148			379,800			
149			380,000			

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、250,800円とする。

別表第1の5（第3条関係）

技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	149,800	184,400	217,400	262,500	314,800	346,500	391,200
2	151,000	186,100	219,200	264,300	317,400	349,300	394,200
3	152,200	187,800	221,000	266,100	319,900	352,000	397,200
4	153,400	189,500	222,800	268,100	322,500	354,800	400,200
5	154,600	191,300	224,500	270,100	324,900	357,300	403,100
6	155,900	193,000	226,400	271,800	327,500	360,100	406,000
7	157,300	194,700	228,200	273,900	330,100	362,900	408,900
8	158,700	196,400	230,100	276,000	332,700	365,700	411,700
9	159,700	198,200	231,600	277,800	335,300	368,200	414,500
10	161,600	200,000	233,600	279,300	338,000	371,000	417,300
11	163,500	201,800	235,500	281,500	340,700	373,800	420,200
12	165,400	203,600	237,400	283,700	343,300	376,500	423,100
13	167,300	205,100	238,700	285,600	345,800	379,100	425,900
14	169,300	206,900	240,700	286,800	348,500	382,000	428,700
15	171,300	208,700	242,600	289,000	351,100	384,800	431,600
16	173,300	210,500	244,600	291,200	353,800	387,700	434,500
17	175,000	212,200	245,800	293,400	356,300	390,300	437,300
18	177,100	214,000	247,700	294,300	358,900	393,300	440,000
19	179,200	215,800	249,700	296,600	361,600	396,300	442,900
20	181,300	217,600	251,700	298,900	364,300	399,300	445,800
21	183,300	219,200	253,700	301,200	366,800	401,000	448,600
22	185,000	221,000	255,600	303,500	369,400	403,200	451,400
23	186,700	222,800	257,500	305,900	372,100	406,100	454,300
24	188,400	224,600	259,300	308,200	374,800	408,900	457,100
25	190,200	226,200	260,400	310,600	377,400	411,700	459,900
26	191,900	228,000	262,300	312,800	379,700	414,300	462,700
27	193,600	229,800	264,200	315,100	382,300	417,000	465,500
28	195,300	231,600	265,700	317,300	384,800	419,800	468,400
29	197,100	233,200	267,100	319,600	387,500	422,400	471,200
30	198,800	234,300	269,000	321,800	390,100	424,900	474,000
31	200,500	236,200	270,900	324,000	392,600	427,600	476,800
32	202,200	238,200	272,800	326,300	395,100	430,300	479,700
33	204,000	239,900	273,800	328,300	397,600	433,100	482,300
34	205,600	241,400	275,700	330,600	400,000	435,700	484,900
35	207,300	243,300	277,600	332,800	402,300	438,400	487,500
36	209,000	245,100	279,500	335,100	404,700	441,000	490,000
37	210,800	245,900	280,500	337,000	406,600	443,700	492,200
38	212,400	247,400	282,400	339,200	408,400	446,300	494,400
39	214,000	248,900	284,300	341,300	410,500	448,800	496,600

40	215, 600	250, 400	286, 200	343, 400	412, 600	451, 400	498, 600
41	217, 200	251, 900	287, 200	345, 600	414, 700	453, 100	500, 700
42	218, 800	253, 200	289, 000	347, 600	416, 500	455, 400	502, 900
43	220, 200	254, 600	290, 800	349, 600	418, 200	457, 700	505, 000
44	221, 800	256, 100	292, 600	351, 700	420, 100	460, 000	507, 200
45	223, 200	257, 900	293, 900	353, 700	421, 900	462, 300	509, 200
46	224, 500	259, 300	295, 600	355, 600	423, 300	464, 500	511, 400
47	225, 900	261, 000	297, 200	357, 400	424, 700	466, 700	513, 600
48	227, 400	262, 800	298, 900	359, 300	426, 200	468, 800	515, 700
49	229, 000	263, 900	300, 600	360, 600	427, 600	470, 900	517, 700
50	230, 500	265, 300	302, 200	362, 000	428, 800	472, 900	519, 800
51	232, 000	266, 900	303, 900	363, 500	430, 300	474, 900	522, 000
52	233, 500	268, 600	305, 600	364, 800	431, 800	476, 900	524, 100
53	234, 400	269, 900	307, 100	366, 000	433, 200	478, 900	526, 200
54	235, 600	271, 500	308, 700	367, 200	434, 400	480, 900	528, 300
55	236, 900	272, 800	310, 400	368, 400	435, 600	482, 800	530, 500
56	238, 100	274, 300	312, 000	369, 700	436, 800	484, 700	532, 600
57	239, 100	275, 800	313, 300	370, 900	437, 800	486, 600	534, 700
58	240, 300	277, 200	314, 800	371, 900	438, 800	488, 400	536, 800
59	241, 400	278, 300	316, 500	372, 900	439, 800	490, 200	539, 000
60	242, 600	279, 800	318, 200	373, 900	440, 800	492, 000	541, 100
61	243, 800	281, 100	319, 400	374, 700	441, 800	493, 700	543, 200
62	245, 000	282, 500	320, 600	375, 500	442, 700	495, 200	544, 900
63	246, 200	283, 900	322, 100	376, 400	443, 700	496, 700	546, 600
64	247, 400	285, 300	323, 400	376, 900	444, 700	498, 100	548, 200
65	248, 500	286, 200	324, 100	377, 400	445, 700	499, 500	549, 600
66	249, 700	287, 300	324, 900	378, 200	446, 700	500, 700	550, 800
67	250, 900	288, 500	326, 000	378, 900	447, 700	501, 900	552, 000
68	252, 100	289, 400	327, 300	379, 400	448, 600	503, 100	553, 200
69	253, 200	290, 400	328, 700	379, 900	449, 500	504, 300	554, 200
70	254, 400	291, 300	329, 700	380, 700	450, 100	505, 100	555, 400
71	255, 600	292, 400	330, 700	381, 300	451, 000	505, 800	556, 600
72	256, 800	293, 600	331, 900	381, 900	451, 900	506, 500	557, 800
73	257, 900	294, 600	333, 200	382, 400	452, 900	507, 200	558, 800
74	259, 100	295, 400	334, 400	383, 100	453, 700	507, 900	559, 900
75	260, 300	296, 500	335, 200	383, 700	454, 500	508, 600	561, 100
76	261, 500	297, 600	336, 200	384, 300	455, 300	509, 200	562, 300
77	262, 500	298, 700	337, 400	384, 900	455, 900	509, 800	563, 300
78	263, 400	299, 500	338, 400	385, 500	456, 700	510, 200	564, 400
79	264, 300	300, 600	339, 300	386, 100	457, 500	510, 600	565, 600
80	265, 200	301, 700	340, 200	386, 700	458, 300	511, 000	566, 800
81	266, 200	302, 800	341, 300	387, 400	458, 900	511, 300	567, 800
82	266, 900	303, 700	342, 300	388, 000	459, 700	511, 700	
83	267, 600	304, 600	343, 200	388, 600	460, 500	512, 100	
84	268, 300	305, 400	343, 900	389, 200	461, 300	512, 500	

85	268, 800	305, 900	344, 800	389, 900	461, 900	512, 800
86	269, 300	306, 600	345, 800	390, 500	462, 700	513, 200
87	269, 800	307, 100	346, 800	391, 100	463, 500	513, 600
88	270, 300	307, 800	347, 800	391, 800	464, 300	514, 000
89	270, 700	308, 500	348, 300	392, 300	464, 900	514, 300
90	271, 200	309, 100	349, 300	392, 900	465, 700	
91	271, 700	309, 700	350, 300	393, 500	466, 500	
92	272, 200	310, 300	351, 200	394, 200	467, 200	
93	272, 500	310, 800	351, 800	394, 700	467, 800	
94	273, 000	311, 400	352, 500	395, 300	468, 500	
95	273, 500	312, 000	353, 400	395, 900	469, 300	
96	274, 000	312, 600	354, 100	396, 600	470, 100	
97	274, 300	313, 100	354, 700	397, 100	470, 700	
98		313, 700	355, 500	397, 700		
99		314, 300	356, 300	398, 300		
100		314, 900	356, 800	399, 000		
101		315, 300	357, 500	399, 500		
102		315, 700	358, 200	400, 100		
103		316, 200	359, 000	400, 700		
104		316, 700	359, 700	401, 400		
105		317, 300	360, 300	401, 900		
106		317, 700	360, 900	402, 500		
107		318, 200	361, 700	403, 100		
108		318, 700	362, 500	403, 800		
109		319, 300	363, 100	404, 300		
110		319, 800	363, 700	405, 000		
111		320, 300	364, 500	405, 700		
112		320, 800	365, 200	406, 200		
113		321, 300	365, 900	406, 700		
114		321, 800	366, 600	407, 300		
115		322, 300	367, 000	408, 000		
116		322, 800	367, 600	408, 700		
117		323, 000	368, 100	409, 100		
118		323, 400	368, 800			
119		323, 900	369, 400			
120		324, 400	369, 800			
121		324, 700	370, 200			
122		325, 200	370, 700			
123		325, 700	371, 100			
124		326, 200	371, 500			
125		326, 500	371, 700			
126		327, 000	372, 000			
127		327, 500	372, 500			
128		328, 000	373, 000			
129		328, 300	373, 200			

130		328, 800	373, 400			
131		329, 300	373, 800			
132		329, 800	374, 300			
133		330, 100	374, 600			
134		330, 600	374, 800			
135		331, 100	375, 200			
136		331, 600	375, 700			
137		331, 900	376, 000			
138			376, 400			
139			376, 600			
140			377, 100			
141			377, 400			
142			377, 800			
143			378, 300			
144			378, 500			
145			378, 700			
146			379, 100			
147			379, 600			
148			379, 800			
149			380, 000			

備考 この表は、技術職員に適用する。

別表第1の6（第3条関係）

業務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	140,800	184,500	217,400	247,100	264,000
2	141,900	186,200	219,200	248,900	265,900
3	143,000	187,900	221,000	251,000	267,900
4	144,100	189,600	222,800	253,000	269,900
5	145,200	191,200	224,500	254,600	271,600
6	146,300	193,000	226,200	256,300	273,700
7	147,400	194,800	228,000	258,300	275,800
8	148,500	196,600	229,800	260,000	277,900
9	149,600	198,400	231,600	262,100	279,200
10	150,900	200,200	233,600	264,100	281,400
11	152,200	202,000	235,500	266,000	283,600
12	153,500	203,800	237,400	267,900	285,800
13	154,600	205,600	238,700	270,000	286,800
14	155,900	207,400	240,700	271,900	289,100
15	157,200	209,200	242,600	273,500	291,400
16	158,500	211,000	244,600	275,700	293,700
17	159,700	212,800	245,800	277,900	294,500
18	161,000	214,600	247,700	279,800	296,800
19	162,300	216,400	249,700	281,300	299,100
20	163,600	218,200	251,700	283,500	301,400
21	165,000	219,900	253,700	285,800	303,600
22	166,400	221,700	255,600	287,400	305,900
23	167,800	223,500	257,500	289,700	308,100
24	169,200	225,300	259,300	292,000	310,400
25	170,700	227,000	260,400	293,700	312,600
26	172,300	228,800	262,300	296,000	314,800
27	173,900	230,600	264,200	298,200	316,900
28	175,500	232,400	265,700	300,500	319,100
29	177,100	234,100	267,100	302,700	321,300
30	178,800	235,400	269,000	304,900	323,400
31	180,400	237,300	270,900	306,900	325,600
32	182,000	239,300	272,800	309,000	327,600
33	183,600	240,500	273,800	311,200	329,600
34	185,300	241,700	275,700	313,100	331,600
35	187,000	243,600	277,600	315,100	333,700
36	188,700	245,600	279,500	317,300	335,800
37	190,300	246,900	280,500	319,000	337,700
38	192,100	248,600	282,400	320,800	339,800
39	193,900	250,100	284,300	322,800	341,800

40	195,700	251,600	286,200	324,800	343,800
41	197,500	253,300	287,200	326,700	345,800
42	199,300	254,600	289,000	328,500	347,800
43	201,100	256,200	290,800	330,200	349,800
44	202,900	258,100	292,600	332,200	351,900
45	204,700	259,600	293,900	334,300	353,900
46	206,400	260,700	295,600	336,000	355,800
47	208,200	262,400	297,200	338,000	357,600
48	210,000	264,200	298,900	339,700	359,500
49	211,700	265,600	300,600	341,700	360,800
50	213,400	266,600	302,200	343,200	362,200
51	215,200	268,300	303,900	345,000	363,700
52	216,900	269,900	305,600	346,900	365,000
53	218,400	271,500	307,100	347,800	366,200
54	220,100	272,700	308,700	348,900	367,400
55	221,800	274,300	310,400	350,400	368,600
56	223,400	276,000	312,000	352,000	369,900
57	224,900	277,300	313,300	353,000	371,000
58	226,200	278,500	314,800	354,100	372,000
59	228,000	280,100	316,500	355,400	373,000
60	229,700	281,600	318,200	356,500	374,000
61	231,300	283,000	319,400	357,500	374,800
62	232,700	284,500	320,500	358,500	375,700
63	234,400	286,000	321,900	359,300	376,600
64	236,100	287,400	323,100	360,000	377,200
65	237,700	288,400	323,600	360,700	377,900
66	239,000	289,700	324,600	361,600	378,500
67	240,800	290,800	325,300	362,300	379,100
68	242,500	291,900	326,200	362,900	379,700
69	244,100	293,200	327,400	363,500	380,300
70	245,200	294,400	328,300	364,300	380,900
71	247,000	295,600	329,300	365,000	381,500
72	248,800	296,700	330,100	365,800	382,100
73	250,400	297,900	331,200	366,300	382,700
74	251,900	299,000	332,200	366,800	383,300
75	253,500	300,100	333,300	367,600	383,900
76	255,100	301,300	334,400	368,300	384,500
77	256,700	302,400	335,000	368,900	385,100
78	258,000	303,300	335,900	369,700	385,700
79	259,300	304,200	337,000	370,100	386,300
80	260,600	305,100	338,000	370,900	386,900
81	261,800	305,900	338,800	371,300	387,500
82	262,900	306,500	339,600	371,800	388,100
83	264,000	307,300	340,600	372,600	388,700
84	265,100	308,100	341,600	373,200	389,300

85	266,300	309,000	342,400	373,600	389,900
86	267,200	309,600	343,100	374,200	390,500
87	268,100	310,400	344,000	374,700	391,100
88	268,900	311,200	345,000	375,400	391,800
89	269,700	312,100	345,900	375,900	392,300
90	270,500	312,700	346,800	376,600	392,900
91	271,300	313,500	347,700	377,000	393,500
92	272,100	314,300	348,200	377,400	394,200
93	272,800	315,200	349,100	377,800	394,700
94	273,200	315,900	350,000	378,300	395,300
95	273,600	316,700	350,800	378,800	395,900
96	274,000	317,500	351,700	379,200	396,600
97	274,200	318,200	352,200	379,700	397,100
98		318,900	352,900	380,100	397,700
99		319,700	353,600	380,600	398,300
100		320,500	354,500	381,100	399,000
101		321,100	355,200	381,600	399,500
102		321,900	356,000	382,000	400,100
103		322,700	356,500	382,500	400,700
104		323,300	357,000	383,000	401,400
105		324,000	357,500	383,500	401,900
106		324,700	358,100	383,900	402,500
107		325,400	358,800	384,400	403,100
108		326,100	359,400	384,900	403,800
109		326,700	359,800	385,400	404,300
110		327,400	360,400	385,800	405,000
111		328,100	360,800	386,300	405,700
112		328,800	361,200	386,800	406,200
113		329,400	361,400	387,300	406,700
114		329,800	361,800	387,800	407,300
115		330,200	362,200	388,300	408,000
116		330,600	362,600	388,800	408,700
117		330,800	362,800	389,200	409,100
118		331,200	363,000	389,700	
119		331,600	363,400	390,200	
120		332,000	363,800	390,700	
121		332,200	364,000	391,100	
122		332,600	364,200		
123		333,000	364,600		
124		333,400	365,000		
125		333,600	365,200		
126		334,000	365,500		
127		334,400	365,900		
128		334,800	366,200		
129		335,000	366,400		

130		335,400	366,600	
131		335,800	367,000	
132		336,200	367,400	
133		336,400	367,600	
134		336,800	367,800	
135		337,100	368,200	
136		337,500	368,600	
137		337,700	368,800	

備考 この表は、看護助手に適用する。

別表第2（第15条関係）

特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額

放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を照射する業務に従事する職員に対して、日額230円を超えない範囲内において支給することができる。
保健医療業務手当	公衆衛生又は地域医療に関する業務に従事する職員に対して、回数による場合は1回20,000円を超えない範囲内において、日額による場合は1,500円を超えない範囲内において支給することができる。
能率手当	特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員に対して、1の年度を通じて給料月額の1.2倍の100分の25を超えない範囲内において支給することができる。
変則勤務手当	勤務時間の全部又は一部が深夜、早朝等著しく変則的な時間に属する職員に対して、回数による場合は1回8,800円を超えない範囲内において、日額による場合は12,000円を超えない範囲内において支給することができる。